

## 祭り囃子の保存について

今年は3年ぶりに市制施行100周年を祝して29台すべての山車の参加のもと、川越祭りが盛大に開催されました。

2日間ともに天気に恵まれ、コロナ禍前の約100万人には及ばなかったものの、約57万4000人もの方にお越しいただき、久しぶりに川越の街にも活気が戻ってきたと感じました。

私も囃子連に所属するひとりとして川越祭りに参加させていただき、特に一番街を曳行する際には、3年ぶりに目と耳と肌で感じるお囃子、賑わいに心が震え、川越に生まれて良かった、お囃子をやって良かったと心の底から、そう思いました。

また先日は川越祭囃子保存会の50周年記念式典が開催され、多くの囃子連の方々、これまで長い間川越の祭り囃子を支えてきてくださった方々とお話することができました。

そのなかで技術の継承については、本当ならば子供の頃から始めて欲しいけど、今の子供は中学生や高校生、大学生になると止めてしまうことが多いから、大人でお囃子をやりたい人を募集したほうが良いという方もいました。

私も子供の頃からお囃子を始めたほうが技術継承のためには良いと考えておりますが、確かに言われてみますと、今の子供たち特に中学生以上になると塾や受験、部活動、サークル活動、アルバイトなどが忙しく、なかなか稽古に参加することが難しくなっていると感じます。

そしてそれよりも道具の修繕や新調などが厳しく、お囃子をどう残していくか、市にもっと支援してほしいとのご意見を多くいただきました。

実際に多くの囃子連の収入は、多少の補助金と会員からの会費、そしてお祭りのお祝いなどで運営しているため、その継続には苦勞されている団体が多いものと感じております。

お囃子をやられている方々は、その技術の継承も当然考えられていますが、それ以上に自分自身が、とにかくお囃子が大好きで、もっともっと上手になりたいと思っている方々ばかりですから、川越祭りが無かったこの3年間も欠かさず稽古を続けてこられています。

私自身も3年間毎週水曜日の夜に川越祭りがなくても稽古を続けてきました。

各囃子連はそうして川越の祭り囃子を守ってきたものと思います。

そのような背景から、

今回は囃子技術の継承ではなく、川越の祭り囃子を市としてどう保存していくか、支援していくべきかという観点から質問をおこなってまいりたいと思います。

まず確認のために1回目の1点目としまして、

●現在市内の祭り囃子の団体いわゆる囃子連の数と創立が古い団体と新しい団体についてお伺いします。

A：市内の囃子連の現在の数及び創立が古い団体と新しい団体についてでございます。現在、川越市内の囃子連の数は、川越市囃子連合会に加入しております39団体でございます。そのうちの11団体が川越祭囃子保存会にも加入しております。

「川越市囃子連合会創立20周年記念誌」によりますと、中台囃子連中が今から約200年前の文政のころに、神田祭で名人と呼ばれた方の指導を受けて、現在の囃子の骨格になったと記されております。

また最も新しいものは平成29年の大手町囃子連でございます。これらのうち平成より前は35団体、平成以降が4団体でございます。

2点目としまして、

●現在の県及び市指定無形民俗文化財に指定されている祭り囃子とそれらが指定された経緯についてお伺いします。

A：現在の県及び市指定無形民俗文化財に指定されている祭り囃子についてでございます。県指定無形民俗文化財では「川越祭りばやし」の名称で中台囃子連中と今福囃子連中が昭和52年に指定されております。指定の経緯といたしましては、発生からの経緯やそれぞれ埼玉県における王蔵流、芝金杉流の囃子の源流となっていること、技術的に優れていることなどが評価されたものです。

市指定無形民俗文化財では「南田島の足踊り」が昭和49年に指定されております。こちらは堤崎流の囃子連ですが、指定の経緯は、「足踊り」の地域的特色が評価されたものでございます。

祭り囃子以外でも現在県や市で指定されている無形民俗文化財はいくつも確認することができます。そこで3点目としまして、

●祭り囃子以外も含めて、最も最近に市指定無形民俗文化財に指定された伝統芸能はいつなのか、また指定に至った経緯についてお伺いします。

A：直近で市指定になった無形民俗文化財についてでございます。

最も新しいのは、平成31年3月25日付で指定された「新宿雀ノ森のお焚き上げ」でございます。指定に至った経緯といたしましては、かつて関東に広く伝播した、富士浅間神社信仰が現在でも信仰行事として遺されており、その変遷の過程や地域的特色が評価されたものでございます。

4点目としまして、

●現在、県及び市指定そして未指定も含めた祭り囃子への補助金にはどのようなものがあるのか？併せてその交付件数、交付額についてお伺いします。

A：現在、県及び市指定、未指定を含めた祭り囃子への補助等についてでございます。  
埼玉県及び川越市の無形民俗文化財に指定されている囃子連への補助につきましては、川越市文化財保存事業費補助金が交付され、県指定のものにつきましては、県からも補助金の交付がでございます。

こちらは民俗芸能の後継者養成事業、並びに祭礼行事の保存事業に対する補助金であり、祭り囃子を含む埼玉県及び川越市指定無形民俗文化財を保持する18団体が対象でございます。

令和3年度は12団体の申請に対しまして、総額755,000円を交付いたしました。

このうち2つの囃子連に、175,000円を交付しております。

39団体の囃子連が所属する川越市囃子連合会に対して、観光課所管の川越市囃子連合会補助金として90万円を交付しています。

また、11の囃子連が加入する川越祭囃子保存会には、文化芸術振興課所管の川越市民文化祭補助金として、2万円を交付しております。

国は令和3年度第三次補正予算のなかで「地域文化財総合活用推進事業」として文化芸術振興費補助金に65億円の予算付けを行いました。

この事業は、地域に古くから継承されている固有の伝統行事や民俗芸能等の存続のために実施され、私が所属する囃子連でも活用させていただきましたが、5点目としまして、

●令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」の概要はどのようなものだったのか？

A：国における令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」の概要についてでございます。

「地域文化財総合活用推進事業」は、地域の多様で豊かな文化遺産を活用した総合的な取組に対し補助金を交付する事業であり、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とした国の補助事業でございます。

対象となる事業は、伝統行事の公開活動、後継者養成活動、地域歴史文化遺産保全活用推進員の養成、史跡等保存活用計画の策定事業など、多岐に渡ります。

この事業は、平成25年度に「文化遺産地域活性化推進事業」として始まり、現在は標記事業として継続しております。

この事業の一環という形ではありますが、「地域の伝統行事等のための伝承事業」が国の令和3年度第3次補正予算により、緊急的に実施されることになりました。

これは新型コロナウイルス感染症の影響により継承が困難となっている全国各地の伝統行事や民俗芸能等に対し、活動の継続を図るとともに、指定、未指定に関わらず用具修理などの支援を行うものでございます。

6点目としまして、

●令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」の経過についてお伺いしまして1回目とします。

令和3年12月1日に、埼玉県より当補助金が実施される予定であるという情報提供があり、この時点では事業の詳細は不明でございました。

翌年1月14日に県を通じて資料が送付され、はじめて内容が判明いたしました。

また当該事業における補助事業対象等については、同年1月19日に文化庁主催の説明会によって示されました。

この説明会后に、対象となる団体と関連がある観光課・文化財保護課で協議し、国指定文化財「川越氷川祭の山車行事保存会」、及び県・市指定無形民俗文化財の保存会とその他の山車保有町、及び祭り囃子の保存会に対しまして、両課から周知を行い、令和4年1月21日までに全団体に事業の通知を行ったものでございます。

なお、交付要望書の提出期限につきましては、令和4年1月14日付けで文化庁から令和4年2月14日を締切り日として通知されており、本市への提出期限は1月末としたところでございます。

## 【2回目】

現在市内には39の囃子連があり、創立が一番古いものが中台囃子連、新しいものでは大手町囃子連とのこと、そして平成以前に創立した囃子連が35団体とのご答弁でした。

県及び市指定無形民俗文化財に指定されている囃子連は、王蔵流の源流と言われる中台囃子連中、芝金杉流の源流と言われる今福囃子連中であるということ、そして南田島は堤崎から明治30年頃に伝授されたとされる囃子ですが、文化財的評価は、足踊りの特殊性・希少性に重きが置かれていると理解しました。

いずれも三大流派の源流とも言われ、指定に値する歴史のある囃子連ばかりですが、2回目の1点目としまして、

●県指定の祭り囃子と未指定の祭り囃子に対する市の認識についてお伺いします。

**A：県指定と未指定の祭り囃子に対する市の認識についてでございます。**

**県指定文化財の今福及び中台の祭り囃子につきましては、三大流派の源流となるものであるのに対しまして、それ以外の祭り囃子につきましては、そこから指導を受けた新しい囃子と認識しております。**

祭り囃子への補助金では、県及び市指定無形民俗文化財団体への補助金、そして未指定の祭り囃子団体含む川越市囃子連合会や川越祭囃子保存会への補助金があるとのことでした。未指定の囃子連は川越市囃子連合会39団体に対しての補助金90万円、そして川越祭囃子保存会11団体に対しての補助金2万円の中からは補助を受けられないのに対して、県及び市指定の囃子連は、それらに加えて県や市からも補助金を受けることができ、指定、未指定で大きな違いがあると理解しましたが、

2点目としまして、

●県及び市の無形民俗文化財に指定されることでどのような支援があるのか？お伺いします。

**A：県及び市の無形民俗文化財に指定されることでどのような支援があるのかについてでございます。**

**行事や芸能が指定されますと、指定文化財を説明するパンフレットや冊子、市のホームページに掲載日などが掲載され、より多くの皆様に広く情報を発信する機会が増えることとなります。**

**県及び市の文化財に指定された場合の支援としましては、教育委員会は保存のための助言等を行っております。**

**また、修理等の事業や後継者育成・保存事業を対象として、各保存団体に補助金を交付しております。**

最も最近に市指定無形文化財指定された伝統芸能は、平成31年に新宿「雀の森のお焚き上げ」であり、富士浅間神社の信仰行事として残されている変遷の過程や地域特色が評価され

指定に至ったとのご答弁でした。

そこで3点目としまして

●市指定無形文化財に指定されるための基準と指定までの流れについてお伺いします。

A：市指定無形文化財に指定されるための基準と指定までの流れについてでございます。文化財保護条例では、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と定義しております。芸能の指定に際しては、発生や成立、変遷の過程、地域的特色について特徴的で、特に重要なものが指定対象となります。

文化財指定候補は、教育委員会や研究者等が実施する文化財調査の過程で浮上したり、市民からの申し出等により選定し、その後、教育委員会による、対象となる案件についての調査を経て、文化財保護審議会に諮問をいたします。文化財保護審議会は、この諮問に応じて案件の調査、審議を行い、文化財指定について教育委員会に答申いたします。この答申と所有者からの同意書の提出を受けて教育委員会が文化財に指定いたします。

令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」についてもご答弁いただきました。「地域の伝統行事等のための伝承事業」として国の令和3年度第3次補正予算により、緊急的に実施されることになり、新型コロナの影響により継承が困難となっている伝統行事や民俗芸能等に対し、活動の継続を図るとともに、用具修理などの支援を指定、未指定に関わらず行うものだったと理解しました。

令和4年1月19日に、その具体的内容が明らかとなり、その後1月21日までに観光課及び文化財保護課からそれぞれ関係団体へ通知を行い、市への提出期限は1月末だったとのことでした。

通知から申請期限までが10日間という非常にタイトなスケジュールでしたので、どの程度申請があったのか気になるところです。

そこで4点目としまして、

●令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」への申請数と内容はどうか？

A：令和3年補正予算地域文化財総合活用推進事業への申請数と内容についてでございます。

「令和3年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業」は国指定文化財に対する補助と、「国指定外」、すなわち地方指定文化財、並びに未指定の文化財に対する補助に分かれております。

今回の補助事業のうち「国指定」を対象とした事業では、川越氷川祭の山車行事保存会会員のうち6団体から申請がありました。

また「国指定外」を対象とした事業は、県指定文化財の保存会1団体、市指定文化財の保

存会 2 団体、未指定の文化財の保存会 1 2 団体から申請がありました。

このうち囃子連は 8 団体であり、いずれも未指定の文化財でございます。

申請内容といたしましては、囃子連につきましては、太鼓等の楽器の修理・舞手を使用する面や衣装の修理新調が主体となっており、事業費は約 3 0 万円から 1 9 0 万円でございます。

5 点目としまして、

●今年度及び来年度に同様な「地域文化財総合活用推進事業」が予定されていればお伺いしまして 2 回目とします。

A：今年度及び来年度に同様な地域文化財総合活用推進事業が予定されているかについてでございます。

現時点で、令和 3 年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業と同じ補助事業はございません。

一方、令和 5 年度の地域文化財総合活用推進事業の中には、未指定を含む文化財の用具修理等も対象となる「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」が予定されておりますが、これは補助対象が概ね戦前に始まった伝統行事等に限定されます。

この事業の令和 5 年度の募集案内はすでに公表されておりますので、今後はこちらの補助事業の活用も視野に入れ、各団体への周知を図って参りたいと考えております。

### 【3回目】

令和3年度補正予算事業「地域文化財総合活用推進事業」への申請件数ではいずれも未指定の囃子連8団体の申請があり、太鼓や面などの修理などのために最大で約190万円もの申請があった団体もあったとのご答弁でした。

通知から申請締め切りまでの期間が10日間と短かったために必要書類を揃えることができずに申請件数が少なかったとも考えられます。

またこの事業は一度各団体で修繕費用などを立て替えなければならないため、資金を捻出できず申請ができなかった団体もあったのではないのでしょうか。

締太鼓いわゆる小太鼓は皮の取り換えをするにも片側だけとはいかず、両側を張り替えなければなりませんし、新調すれば1つ約25万程度する高価なものです。

そして小太鼓や「たま」と言われる大太鼓、笛、鐘、また舞手の面や衣装など一式を新調するともなれば200万以上掛かります。

今回申請までの期間が短い中でも、いずれも未指定の囃子連8団体が申請されているということは、特に普段大きな補助金などの当てがない囃子連にとっては、申請書類の準備に時間と手間を掛けてでも修理や新調をしたいという思いの表れであって、何としても活用したい事業だったと見ることができます。

そして令和5年度にも同様な事業の予定があることのご答弁でした。

既に募集案内が公表されているとのことですので、早めに通知を出し、また市ホームページなどでも積極的に情報を発信し、期限が短くても事前に準備をして提出できるようにフォローしていただきたいと思います。

県及び市指定無形民俗文化財に指定されることによって、より多くの方に様々な情報発信ができるほか、修繕等に対して助言や補助金が受けられるといった支援があると理解しました。

そして現在未指定の祭り囃子は、三大流派の源流から指導を受けた新しい囃子との認識であるとのことでしたが、1回目の質問に対してのご答弁で平成以前創立の囃子連は39団体のうち35団体もあり、少なくとも既に約35年以上は続いていることを考えますと、新しい囃子というのには少し違和感を覚えます。

そして市指定無形文化財として指定されるための基準は、その発生や成立、過程、地域特色について特徴的で、特に重要なものであること、指定までの流れは、文化財調査や市民からの申し出等により選定され、文化財保護審議会を経て指定されることのご答弁でした。

言い換えれば保存のための指定という概念はないと考えられることから、現在未指定の祭り囃子を市指定とすることは簡単ではないと理解しました。

有形のものと違い、祭り囃子など無形のものは語り継がれ、受け継がれなくなれば姿を消してしまいます。

映像などで見て学ぶことはできても、やはり目の前で直に、その道を極めた方々の演奏を見て聞いて感じて、指導を受けること以上に技術を会得する術はないものと思います。

一度消えてしまったものを復活させるには、それだけ困難をきわめます。

今の基準で言えばあと100年しなければ現在のいわゆる新囃子は市指定無形文化財として支援を受けることはできないのではないのでしょうか。

その間に衰退してしまう囃子連もでてくるでしょう。

100年後に残っている特に重要なものを市指定とするのか、100年後にも残したいからこそ市指定として積極的にその保存をしていくのか。

私は100年先を見据えるからこそ今市指定とすべきだと考えますが、これにつきまして大きな議論を必要とするものだと考えておりますので、今回は申し上げるにとどめておきます。

ただ冒頭でも申し上げましたが、それぞれの囃子連は指定・未指定の垣根なく、自分の囃子連、流派を守るため、自分自身の技術向上のため、後進の育成のために稽古を続け、お互いに切磋琢磨しながら、長い間川越の祭り囃子を守ってきました。

そして囃子連の存続のためには継承者の問題と同程度に、継続するための運営面の問題があるということは既に申し上げている通りであり、文化庁の補助金申請を見ても日頃、苦労されている団体が多いのは明らかと言えます。

そこで最後の質問としまして、

●100年後にも祭り囃子を残すのであれば、県及び市指定以外の未指定の祭り囃子についても指定団体と同様な補助金などの支援をすべきと考えますが市の考えをお伺いしまして私の一般質問とします。

**A：未指定の祭り囃子等への支援についてでございます。**

文化財保護課では、民俗芸能や行事等への支援として、衣装や道具の修理、伝承活動に関し、これまで蓄積してまいりました過去の修理の事例等をもとに、指定・未指定に関わらず指導・助言を行っております。

その過程で、国や民間の財団等の補助や助成に関しまして、情報提供を行い、併せて申請手続きの支援なども行っております。

現在文化財保護課で策定作業中の仮称「川越市文化財保存活用地域計画」においては、指定文化財のみならず、未指定の文化財を含み「歴史遺産」と位置づけておりますが、これは指定未指定の区別なく、地域の人々が守り伝えたいと思うものを地域全体で守っていこうという考え方でございます。その中で、お囃子の文化を地域の「宝」として守り育てる

機運を高めるべく、住民へ働きかけをしてみたいと考えております。